

茨城県内の港湾の一部岸壁供用の開始について【第十二報】

6月1日午前6時から茨城港日立港区第1ふ頭D岸壁の供用が再開されますのでお知らせします。

1. 利用可能な岸壁の概要 (別紙1参照)

2. 対象船舶

当該公共岸壁の利用については、港湾管理者が認める船舶が対象となります。
なお、港湾管理者はすべての船舶について協議に応じることとしております。

3. 岸壁利用に関する手続きの連絡先

〔日立港区〕日立港区事業所 港営課 (電話 0294-52-4000)
〔常陸那珂港区〕茨城港湾事務所 港営課 (電話 029-270-2111)
〔大洗港区〕大洗港区事業所 港営課 (電話 029-267-2700)
〔鹿島港〕鹿島港湾事務所 港営課 (電話 0299-92-2111)

問い合わせ先

茨城県 土木部 港湾課長 とみなが 富永 こういち 幸一 (電話 029-301-4516)
国土交通省 関東地方整備局 港湾空港部 港湾計画課長 ひがしひら 東平 のぼる 伸 (電話 045-211-7415)
茨城海上保安部 交通課長 もりはし 守橋 きよたか 清隆 (電話 029-262-4106)
鹿島海上保安署 次長 たかはし 高橋 たまき 環 (電話 0299-92-2601)

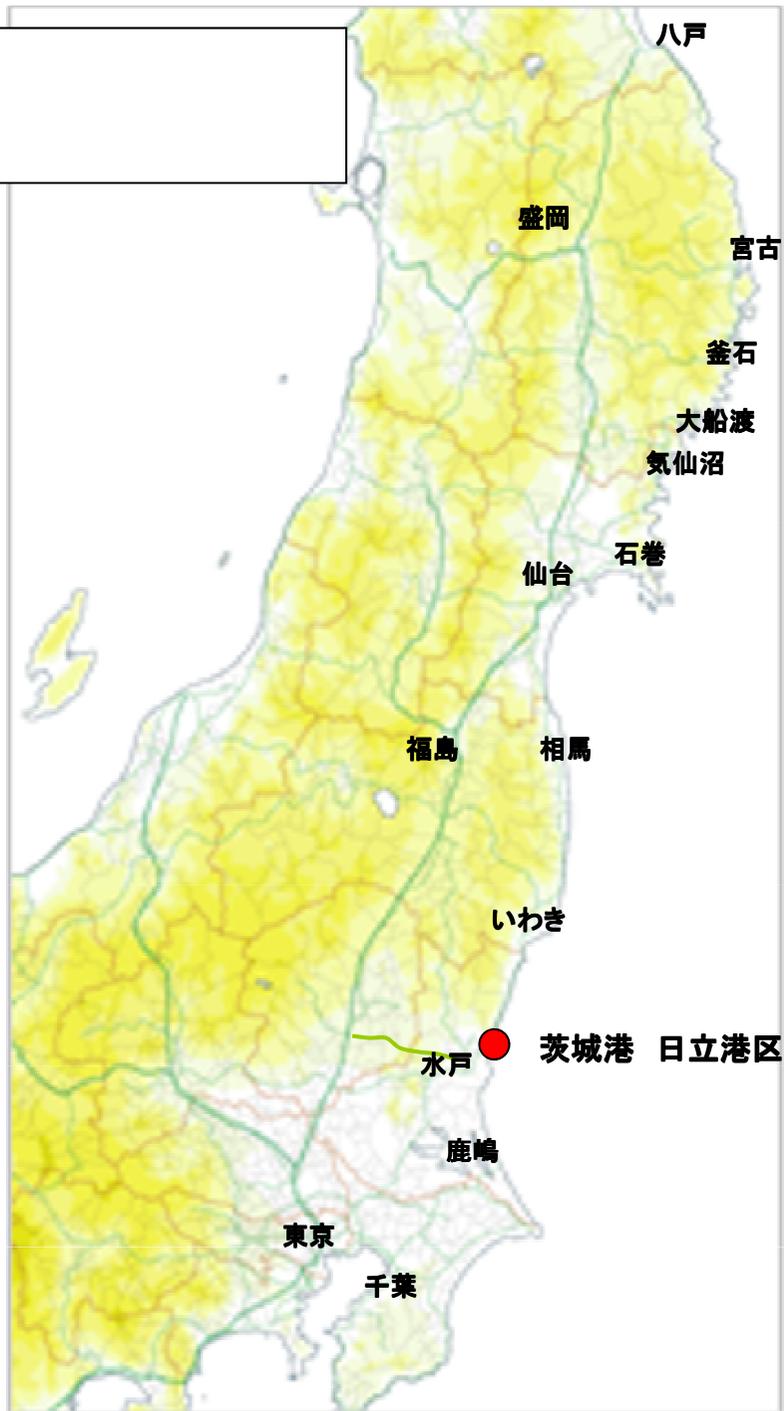
1. 利用可能な岸壁の概要（下線表記が今回新たにお知らせするもの）

港(区)名	地区名	岸壁名	水深 ()は吃水 ^{※1}	供用開始日時	備考
茨城港 日立港区	第1ふ頭	1-B	(5.5m)	4/2 8:30	本来水深:-7.5m
		1-C	(5.5m)	3/29 8:30	本来水深:-7.5m
		<u>1-D</u>	<u>(6m)</u>	<u>6/1 6:00</u>	<u>本来水深:-10m</u>
	第2ふ頭	2-B	<u>(6m)</u> ^{※2}	3/20 13:00	本来水深:-9m
	第4ふ頭	4-E	(9m)	4/29 8:00	本来水深:-12m
	第5ふ頭	5-D	(9m)	3/20 13:00	本来水深:-12m
茨城港 常陸那珂 港区	北ふ頭	B	-12m	4/1 10:00	—
		C	-10m	3/22 10:00	—
		D	-7.5m	5/18 8:00	—
		E	-7.5m	5/18 8:00	—
		F	-7.5m	5/18 8:00	—
		G	-5.5m	4/29 8:00	—
		H	-5.5m	3/22 10:00	—
	中央ふ頭	A	-7.5m	3/15 13:00	耐震強化岸壁
		B	-9m	3/22 10:00	—
	南ふ頭	B	-5.5m	4/29 8:00	岸壁延長 80m で供用
C		(5.5m)	4/29 8:00	本来水深:-7.5m 岸壁延長 120m で供用	
茨城港 大洗港区	第4ふ頭	第4ふ頭岸壁	(5m)	3/24 10:00	本来水深:-8m
鹿島港	北公共ふ頭	C	(8m) → -10m	4/2 8:30 制限解除 3/20 13:00 緩和 3/18 17:00 供用	—
	南公共ふ頭	D	(6m) → -7.5m	3/25 10:00 緩和 3/22 10:00 供用	—
		E	(6m) → -7.5m		
		F	(6m) → -7.5m		
		G	(6m) → (8m)		
				本来水深:-10m	

※1 吃水表記は、海中に障害物があるため、吃水制限により暫定供用する岸壁。

※2 土砂の堆積が確認されたことにより、吃水制限値を変更。

位置図
茨城港 日立港区



茨城港 日立港区 位置図

第1ふ頭地区 1-B、1-C岸壁(-5.5m)、1-D岸壁(-6m)

第2ふ頭地区 2-B岸壁(-6m)

第4ふ頭地区 4-E岸壁(-9m)

第5ふ頭地区 5-D岸壁(-9m)

図中囲み説明

 : 既にお知らせしたもの

 : 今回新たにお知らせするもの

第1ふ頭地区 1-B、1-C岸壁
(吃水制限5.5mにより暫定供用)

第4ふ頭地区 4-E岸壁
(吃水制限9mにより暫定供用)

第5ふ頭地区 5-D岸壁
(吃水制限9mにより暫定供用)

